

軽自動車・バイク等の変更・移転手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、標識(ナンバープレート)が交付されており、かつ町内に「主たる定置場」*のある軽自動車・軽二輪車等の所有者へ課税します。(割賦(所有権留保)販売の場合は、使用者課税となります。)

また、車両を手放した場合や、引越し等により主たる定置場が変更となる等、次に該当する異動が生じたときは、所定の窓口にて手続きが必要となります。

*主たる定置場：車両を駐車・保管する場所として車検証に記載のある住所地

- ・引越し等により住所を変更したとき(車両の定置場が変更した場合)
- ・車両を廃車したとき
- ・他人に譲渡した等、車両の所有権が移転したとき

現に軽自動車等を所有していない場合でも、賦課期日までに廃車・変更手続きが済んでいないと、令和8年度の軽自動車税の納税義務が生じることとなります。

近年、特に相続の際に廃車・名義変更の手続きをしないまま放置し、トラブルの原因となってしまうケースが見受けられます。手続きに時間がかかってしまう等、支障が生じる場合がありますので、車両と標識(ナンバープレート)をご確認のうえ、必ず速やかな手続きをお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車は現に所有していることで課税対象となります

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、標識(ナンバープレート)の交付の有無に関わらず、賦課期日現在において、現に車両を所有する方が課税者となります。
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、「一時的に使用しないから、標識を返納したい。」などの理由で標識を返納することはできません。

○申告手続き窓口(車種別)

種別		車種	手続きの場所	
原動機付自転車	総排気量	50cc以下 二輪・三輪	原付一種	
		三輪以上	ミニカー	
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	50cc超90cc以下	原付一種	
		90cc超125cc以下	原付二種乙 原付二種甲	
特定小型原動機付自転車	長さ1.9m以下、幅0.6m以下、0.6kW以下	電動キックボード	税務課 ※御代田町ナンバーに 限ります。 大字馬瀬口1794番地6 TEL (32) 3126	
小型特殊自動車	農耕作業用	小型特殊農耕車		
	その他	小型特殊その他		
軽自動車(三輪以上)	三輪	軽三輪	自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3丁目3番15号 TEL 0267 (22) 0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267 (67) 4677 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野市西和田1丁目35番4号 TEL 050 (5540) 2042	
		四輪以上		乗用
	貨物			営業用
		自家用		軽四貨物自家用
二輪車(125cc超)	125cc超250cc以下(側車付も含む)	軽二輪		
	250cc超	二輪小型		

*手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくようお願いします。

問い合わせ先 税務課住民税係 (32) 3126

令和8年度 タクシー利用助成事業 ・障害者福祉タクシー利用助成事業

令和8年度、タクシー利用助成事業および障害者福祉タクシー利用助成事業を実施します。

種類	タクシー利用助成事業	障害者福祉タクシー利用助成事業
窓口	保健福祉課介護高齢係(7番窓口)	保健福祉課福祉係(6番窓口)
利用できる方	御代田町に住居登録のある70歳以上の方	御代田町に住居登録がある 70歳未満 の方で、次のいずれかを所持する方 ●身体障害者手帳1～3級 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳1級
利用可能枚数	1人につき48枚まで利用可能です。ただし、年度途中で70歳に達した場合は該当月数分(1月あたり4枚)となります。	1人につき48枚まで利用可能です。ただし、年度途中で70歳に達する場合や、障害者手帳等を取得した場合などは該当月数分(1月あたり4枚)となります。
受付開始日	4月1日(水)から購入できます。 ※3月2日(月)から窓口もしくは郵送で事前受付を開始します。	4月1日(水)から購入できます。
購入時の持ち物	本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、被保険者であることを証する書類等)	利用者の障害者手帳
代理申請	申請書の委任欄の記入が必要です。 (必ず利用者本人が記入してください)	利用者の障害者手帳を提示いただければ、ご家族や支援者が代理で購入できます。
利用方法	●町の窓口で助成券を6枚(1,800円)単位で購入します。 ●1枚につき1,000円分まで利用できます。 ●1,000円を超えた金額については、その都度ご自分でお支払いください。 ●1回の乗車で複数枚使うこともできますが、 おつりはできません。 ●タクシー券が利用できるのは「(有)軽井沢観光タクシー」「松葉タクシー(有)」です。 ※70歳以上で役場までの移動手段のない方を対象に、訪問販売を行います。 ご希望の方はお申し込みください。	

※購入申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。



ご注意ください

払い戻しのご案内

令和7年度のタクシー利用助成券・障害者福祉タクシー利用助成券の有効期限は3月31日(火)までです。期限までに利用できなかったタクシー券は翌年度に繰り越すことができませんので、それぞれの窓口へ代金の払戻請求をしてください。

払戻受付期限 4月30日(木)まで

持ち物 ●使用しなかったタクシー券 ●振込先口座番号(返金は口座振込のみとなります)

問い合わせ先

- タクシー利用助成事業 ……………保健福祉課介護高齢係 (31) 2512
- 障害者福祉タクシー利用助成事業 ……………保健福祉課福祉係 (32) 6522